

発 委 第 6 号

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月27日 提 出

議会運営委員会

委員長 佐 藤 二 郎

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年日出町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

趣 旨

国等の給与改定等の事情を考慮して、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正するために提出する。